二十五　歯ブラシ

（一）　柄の材質の表示に際しては、その柄の材質を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその柄の材質として合成樹脂を使用したものにあっては、合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号の規定に基づき表示すること。

（二）　毛の材質の表示に際しては、その毛の材質を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその毛の材質として獣毛を用いているものについては「天然毛」の用語を用いて表示すること。この場合において、「天然毛」の用語の次に括弧書きで天然毛の種類を示す用語を付記することができる。また、毛の材質として合成樹脂を使用したものにあっては、合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号の規定に基づき表示すること。

（三）　毛の硬さの表示に際しては、日本工業規格S三〇一六（歯ブラシ）の五・三「毛の硬さ」の（一）に定める試料を用いて、同五・三「毛の硬さ」の（二・二）「圧縮試験機を用いる方法」により測定し、同三「品質」の（八）の表一に定める「毛の硬さ」に応じた項目名を表示することとする。

（四）　耐熱温度の表示に際しては、当該歯ブラシをその温度の温水に三分間浸したときに柄又は毛に異常を生じない最高の温度を表示すること。この場合における許容範囲は、その温度を示す数値のプラス〇・マイナス二十パーセント以内とする。

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（六）　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

二十六　哺乳用具

（一）　品名の表示に際しては、その品名を示す用語を用いて適正に表示すること。この場合において、瓶の部分が合成樹脂製のものにあっては「プラスチック製」の用語、ガラス製のものにあっては「ガラス製」の用語を品名を示す用語の次に括弧書きで付記すること。

（二）　材料の種類の表示に際しては、フード、キャップ、中蓋、乳首、瓶その他の部分品に使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が次に掲げる材料の名称を示す用語に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、「天然ゴム」又は「合成ゴム」の用語の次に括弧書きで天然ゴム又は合成ゴムの種類を示す用語を付記することができる。また、材料に合成樹脂を使用したものにあっては、合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。

イ　ほうけい酸ガラス

ロ　天然ゴム

ハ　合成ゴム

（三）　乳首の吸い穴の形状の表示に際しては、その乳首の吸い穴の形状を示す用語を用いて適正に表示することとし、特に吸い穴の形状が次に掲げる形状を示す用語に応じるものであるときは、それぞれ次に掲げる形状を示す用語を用いて表示すること。

イ　丸穴

ロ　クロスカット

ハ　Y字形

（四）　瓶の容量の表示に際しては、目盛りがある瓶にあっては最大目盛りにおける容量を、目盛りがない瓶にあっては、瓶の口頭部までの容量（以下この号において「満水容量」という。）をそれぞれミリリットル単位で表示することとし、その次に括弧書きでそれぞれ「最大目盛り容量」又は「満水容量」と付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、次の表のとおりとする。

瓶の容量	許容範囲	
	ガラス製	プラスチック製
五十ミリリットル未満	プラス・マイナス五ミリリットル以内	プラス・マイナス四ミリリットル以内
五十ミリリットル以上百ミリリットル未満	プラス・マイナス六ミリリットル以内	プラス・マイナス四ミリリットル以内
百ミリリットル以上百二十ミリリットル未満	プラス・マイナス七ミリリットル以内	プラス・マイナス四ミリリットル以内
百二十ミリリットル以上百五十ミリリットル未満	プラス・マイナス八ミリリットル以内	プラス・マイナス四ミリリットル以内
百五十ミリリットル以上二百ミリリットル未満	プラス・マイナス九ミリリットル以内	プラス・マイナス四ミリリットル以内
二百ミリリットル以上二百五十ミリリットル未満	プラス・マイナス十ミリリットル以内	プラス・マイナス五ミリリットル以内
二百五十ミリリットル以上三百ミリリットル未満	プラス・マイナス十二ミリリットル以内	プラス・マイナス六ミリリットル以内

（五）　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

イ　使用後は、洗浄をした後、煮沸、消毒薬等により消毒を行う旨。

ロ　高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損するおそれがある旨（ガラス製のものに限る。）。

ハ　火のそばに置くと、軟化又は変化することがある旨（プラスチック製のものに限る。）。

ニ　硬めのブラシで磨くと、傷が付き、又は不透明になることがある旨（プラスチック製のものに限る。）。

ホ　使用前に亀裂や傷の点検をする旨（ガラス製のものに限る。）。

（六）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（七）　表示は、最小販売単位（哺乳用具又は哺乳用具の一部）ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、ラベルの貼付け若しくは添付、印刷又は下げ札の取付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、哺乳用具の一部が販売される場合は、それぞれ該当する表示事項を表示すること。

二十七　合成洗剤（界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分（脂肪酸塩であって、その含有率が日本工業規格K三三〇四（石けん試験方法）により求められるものをいう。以下同じ。）以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の三十パーセントを超えるものに限り、台所用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の四十パーセントを超えるものに限る。）をいう。）

（一）　品名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。